標準様式１　学生実習制度受入申請書（技術習得）

学生実習制度（技術習得）受入申請書

（元号）XX年YY月ZZ日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

  ○○部門 部門長 XXXXXXX 殿

申請者 （住所）

（学校名）

   （申請者）（※学長、学部長・研究科長）：

下記の者につき、貴機構の学生実習制度制度（技術習得）の実習生としての受入れを申請いたします。

記

１． 受入期間中に在学する学部・専攻、及び学年等： XXXXXXX学部・学科、XXXXXX専攻・コース等、X学年

　　（ふりがな）

２． 学生氏名：

３． 連絡先等

① 学生本人連絡用電話番号：

② 学生本人連絡用メールアドレス：

③ 大学側連絡先電話番号

４． 指導を希望する機構の職員：

５． 学校における担任・指導教員等：

６． 修学状況（勉強・研究の状況等）：

７．機構での実習を希望する理由：

８．希望実習課題：

注)本制度で指導できるのは、機構の成果、技法・手法等の習得までで、論文や研究の指導はできません。

９． 受入希望期間：○年○月○日　～　○年○月○日　（週○日程度）

注)受入期間最大1年間のうち、通算120日を上限とする必要な日数であること。

注１）受入の許可後、受入予定日前までに、①受入に関する協定書の締結、及び②学生本人の誓約書、③有効な学生教育研究災害傷害保険等保険の加入証（写し）の提出が必要になります。

注２）記載された個人情報は、機構における学生実習制度の学生の受入れ及びその後の指導に必要な場合にのみ使用いたします。

注３）外国籍を有する学生は、実習課題によっては外為法等の審査が必要になりますので、希望期間にスムーズに受け入れるためには、あらかじめご相談ください。

以上

標準様式２　協定（技術習得）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構と

（大学名・学部名等）との学生実習制度（技術習得）に関する協定

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）と（大学名・学部名等／締結相手）（以下「大学等」という。）は、大学等の学生の機構における「学生実習制度（技術習得）」（以下「技術習得制度」という）の実施に関し、以下のとおり合意する。

（目的）

第１条 技術習得制度は、機構の理解と協力の下、現に機構が保有する研究開発に関連する知識・知見等の成果、又は研究開発に関連する設計、製作、試験、実験、解析、評価等の手法・技法を、大学等の学生に習得させることを目的として実施するものである。

２ 大学等は、機構の技術習得制度においては、前項の目的に限り機構が受入れを実施することを了承し、論文指導を含む学部若しくは大学院教育にかかる指導、又は研究指導の実施を、機構に要求しないものとする。

３ 大学等は、技術習得制度の受入れによって、機構と大学等の学生の間に一切の雇用関係を生じさせるものではないことを了承する。

（学生の受入れ）

第２条 機構は、大学等の依頼に基づき、大学等の学生を機構の学生受入実施機規程（規程２９－４８）第３条２号に定める学生実習制度の実習生（以下「実習生」という。）として受け入れ、次項に定める技術習得の指導を行う。

２ 実習生の所属学部・学科等、氏名、受入期間、受入頻度及び実習課題等は次に掲げる各号のとおりとするものとする。

（１） 所属学部・学科等：

（２） 氏名  ：

（３） 受入期間 ：

（４） 受入頻度・日数 ：

（５） 主たる実習場所 ：

（６） 技術習得の課題 ：

（７） 機構の受入責任者 ：○○○部長 ○○ ○○

（８） 機構の受入担当者 ：○○○部  ○○ ○○

（９）   大学等の派遣責任者：●●学部 ●● ●●

３ 前項３号及び４号に関し、受入期間最大１年間のうち、通算120日を上限とする目的達成に必要な頻度・日数とする。

４ 第２項６号に定める技術習得の課題に関しては、本協定第１条第１項の目的の範囲内の事項とし、論文指導を含む教育及び研究指導に関する内容は含まないものとする。また、機構の業務の実施など、雇用関係に基づく内容を含まないものとする。

* 様式注１：同一の大学等から複数の学生の受入れを同時に行うときは、別表形式にまとめて処理することができる。その場合、上記第２条第２項各号を別表形式にして協定に添付し、第２条は下記の条文とする。

（学生の受入れ）

第２条 機構は、大学等の依頼に基づき、大学等の学生を機構の学生受入実施機規程（規程２９－４８）第３条２号に定める学生実習制度の実習生（以下「実習生」という。）として受け入れ、別表に定める技術習得の指導を行う。

２ 別表記載の各学生の受入期間は、最大１年間とし、受入頻度・日数は、通算120日を上限とする目的達成に必要な頻度・日数とする。

３ 別表記載の各学生の技術習得の課題は、本協定第１条第１項の目的の範囲内の事項とし、論文指導を含む教育及び研究指導に関する内容は含まないものとする。また、機構の業務の実施など、雇用関係に基づく内容を含まないものとする。

（規定の遵守・安全管理等）

第３条 大学等は、大学等の学生の機構による受入れにあたり、受入期間中、実習生として、技術習得制度に係る機構のすべての規定類並びに機構の受入責任者及び受入担当者の指示に従うよう、指導するものとする。

２ 機構における指導中の安全管理について、機構が責任を負うものとし、実習生に関して事故等が発生した場合は、機構は速やかに本協定第２条第２項９号の大学等の派遣責任者に報告するものする。

３ 受入期間中であっても、前項以外の学生の安全管理については、原則として大学等が責任を負うものとする。

４ 前二項において、事故等の発生時の学生の保護者への連絡およびその後の必要な対応は、大学等が責任をもって行うものとする。

* 様式注２：様式注１に基づき受入れを行うときは、上記第３条第２項の「第２条第２項９号」は「別表」とする。

（経費等）

第４条 機構は、技術習得制度に基づく学生の受入れにかかる対価は徴収しない。また、受入れを行う機構の職員は、大学等から、給与・謝金等、実習の対価を受領しない。

２ 技術習得制度に係る機構の施設・設備の使用料、光熱水料等は原則として無償とする。

３ 前項以外の消耗品、旅費等を含む学生指導に要する経費は、大学等又は実習生の負担とし、機構は負担しない。

（知的財産権の帰属等）

第５条 本協定に基づき受け入れた学生の受入期間中又は受入期間終了後に実習を受けた内容に関し、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる創作、育成者権の対象となる品種の育成、プログラムの著作物又はデータベースの著作物の作成又は回路配置の創作(以下「発明等」という)が生じた場合、原則として発明等に係る権利は、機構に帰属するものとする。但し、当該発明等が自らの発明であることを学生が届け出て、そのことを証明したときは、次項に従い、措置するものとする。

２　実習生が行った発明等が以下のいずれかに該当する場合は、機構と学生の共有とし、学生と権利の持分等について協議を行い、大学等はこれを支援する。

（１）　当該学生が所属する機構の研究室における研究に関する場合。

（２）　機構の役職員と共同して行われた場合。

（３）　機構において得られた知識又は情報を基に行われた場合。

３　前項において、学生が特に反対の意思表示を行わないときは、機構が別に定める報奨金を支払うことにより学生の特許を受ける権利又は特許権（またはこれに相当する知的財産権）を機構が承継することができる。

４　大学等は、実習生が技術習得制度で習得した成果及び受入期間中に知り得た機構の情報を発表する場合には、事前に機構に届け出るよう措置するものとする。

（守秘義務）

第６条 大学等及び実習生は、受入期間中に知り得た機構又は機構に関係する第三者の秘密に属する事項について、受入期間中はもとより、受入期間終了後もこれを漏らしてはならないものとする。

２ 前項を遵守するため、大学等は実習生を指導するものとする。

（保険加入）

第７条 大学等は、大学等の学生に、あらかじめ機構の定める保険金額以上の、実習生自身の傷害又は死亡、及び機構並びに機構職員を含む第三者の生命、身体及び財産への損害を補償する、受入期間中有効な保険に加入させなければならない。また、受入れにあたって、あらかじめ、加入を証明する保険証書の写しを機構に提出しなければならない。

２ 受入開始時点において、証書の提出がない場合、又は必要な保険に加入している事実が確認できないと機構が判断したときは、受入れを中止するものとする。

（損害賠償）

第８条 機構は、本協定に基づく受入れにおいて、指導中の役職員の故意又は重過失により、大学等又は実習生に損害を与えた場合に、賠償責任を負う。

２ 実習生が、本協定に基づく受入れに関して、機構又は機構の役職員に対して損害を与えた場合には、前条の保険により賠償させるものとする。保険では填補されない損害が、実習生の故意又は重過失によるものであるときは、当該損害全額について実習生は賠償の責任を負い、大学等はこれを連帯して保証する。

３ 実習生が、本協定に基づく受入れに関して、機構及び機構の役職員以外の第三者に損害を与えたときは、原則として実習生が責任を負い、対応するものとする。又、大学等はこれを連帯して保証するものとする。但し、損害の発生が機構の指示に起因するときは、この限りではない。

（実習の中止）

第９条 機構は、次の各号に該当すると認める場合は、実習生の受入れを中止することができる。

（１）  実習生が、本協定その他受入れにあたって遵守すべき機構の諸規定又は受入れにあたって機構に提出した誓約書の内容に違反したと認められる場合。

（２）  受入れにあたって機構に提出した書類に虚偽があった場合又は必要な文書の未提出の場合。

（３）  大学等が、本協定に違反したと認められる場合。

（４）  実習生が、大学等の学生の身分を失った場合。

（５）  実習生が、休学、留学等の理由により大学等における教育及び研究を中断した場合。

（６）  大学等又は実習生本人から、受入れ中止の申し出があり、やむを得ない事由によるものと認められる場合。

（７）  受入れを行う職員の異動等により、機構での受入れ体制が維持できない場合。

（８）  その他実習生が機構の活動に支障を及ぼし、機構の財産及び信用等に損害を与えるなど、技術習得制度による指導を受けることが適当でないと認められるとき。

（個人情報の保護）

第１０条　機構及び大学等は、学生が提出する履歴書等の個人情報を技術習得制度に関する目的以外に使用しないものとする。

（協定の有効期間）

第１１条 この協定の有効期間は、本協定第２条第２項に定める受入期間とするものとする。

２ 前項にかかわらず、機構又は大学等は、相手方に対し、１ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、この協定の有効期間内であっても、この協定を解除することが出来るものとする。但し、機構若しくは大学等がこの協定に違反した場合、又は、この協定を維持しがたい事由が生じたときは、相手側に書面にて通知し、直ちにこの協定を解除することができるものとする。

３ 前二項の定めにかかわらず、この協定の第５条の知的財産権の帰属に関する定め及び第６条の守秘義務に関する定めは、この協定の有効期間終了後又は解除後も引き続き有効とするものとする。

（協議）

第１２条 この協定に関して疑義が生じた場合、この協定を変更する必要が生じた場合、又は、この協定に定めのない事項が生じた場合には、機構及び大学等はこれらの事項を協議して定めるものとする。

（元号）○○年○○月○○日           　　　　　　　　　（元号）○○年○○月○○日

（部門住所）　　　　　　　　　　　　　　     　　　　　　　　 （大学等住所）

  国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構     　　（学校名）

      部門長  （部門長名） 　            　　　　　　　　　　　○○長  ○○ ○○

標準様式３　誓約書（技術習得）

誓 約 書

（元号）XX年YY月ZZ日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

 ○○部門長 ○○ ○○  あて

（学校名）

（氏 名）

私は、宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）の学生実習制度（技術習得）の実習生として、私の受入れに関して機構と大学間で取り交わされる協定の条件、及び下記の諸条件を十分に理解し、遵守のうえ実習することを誓います。

記

１．実習制度の理解

（１）　本実習制度は、あらかじめ定められた課題の範囲内で、現に機構が保有する研究開発に関連する知識・知見等の成果、又は研究開発に関連する設計、製作、試験、実験、解析、評価等の手法・技法を習得させることを目的として実施するものであり、私は、それ以外の論文指導、教育又は研究等の指導を、機構及びその役職員に要求できないことを理解いたします。

（２）　技術習得制度の受入れによって、機構と私の間に一切の雇用関係を生じさせるものではないことを理解いたします。

２．規則の遵守

私は、実習期間中、学生実習制度に係る機構のすべての規定並びに機構の受入責任者及び受入担当者の指示に従います。特に、機構のセキュリティ並びに安全管理に関する機構の規則、及びセキュリティ並びに安全確保に係る機構の指示を遵守します。必要な研修を実習開始後、機構の指示に従い、速やかに受講いたします。

３．経費等

指導に係る諸経費等（交通費、日当、宿泊費等）については、私または私の所属する大学等（以下、単に「大学等」という。）が負担します。別途、雇用契約の締結や業務の依頼があった場合を除き、実習期間中、機構からは給与、謝金、旅費等の金銭の授与はないことを理解いたします。

４．知的財産権の帰属

（１）　機構への受入期間中又は受入期間終了後に、機構で実習を受けた内容に関し、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる創作、育成者権の対象となる品種の育成、プログラムの著作物又はデータベースの著作物の作成又は回路配置の創作(以下「発明等」という)が生じた場合、原則として発明等に係る権利は、機構に帰属することを理解いたします。

（２）　但し、当該発明等が自らの発明等であると考えるときは、直ちに機構に届け出て、私の受入れに関して機構と大学等が締結した協定の条件に従います。

（３）　なお、実習の成果及び実習期間中に知り得た情報を外部に発表する場合には、機構の指定する手続きに従います。

５．守秘義務

機構で扱う情報には機微なものが含まれる可能性があることを理解し、受入期間中に知り得た機構又は機構に関係する第三者の秘密に属する事項については、受入期間中はもとより、終了後もこれを他に漏らしません。

６．災害傷害保険

機構での受入れを開始するに当たり、受入期間開始前に機構の定める保険金額以上の学生教育研究災害傷害保険等の災害補償のための保険に加入します。別途、加入証書の写しを提出いたします。  受入開始時点において、証書の提出がない場合、又は必要な保険に加入している事実が確認できないと機構が判断したときは、受入れが中止されることを理解いたします。

７．損害賠償

（１）　私の過失で、機構での受入れに関して、機構又は機構の役職員に対して損害（施設・設備の破損、職員のけが等）を与えた場合には、６で定める保険の保険金により賠償いたします。損害の原因が私の故意又は重過失によるものであるときは、当該保険金の支払いの有無又は限度にかかわらず損害全額について私が責任をもって賠償いたします。

（２）　私が、機構での受入れに関して、機構及び機構の役職員以外の第三者に損害を与えたときは、損害の発生が機構の指示に起因する場合を除き、第三者への賠償など私が責任を負い、対応し、機構に迷惑をかけません。

８．実習の終了時の物品の返却

 実習終了後、機構から貸与されている書類・物品（IDカード等含む）がある場合は、必ず返却いたします。管理不行き届きで損壊、滅失した場合は弁償いたします。

９ 実習の中止

 本誓約書の各事項に違反したり、機構やその役職員に著しい迷惑をかけるときは、実習を中止されることを理解し、機構の処置に従います。

標準様式３－２　みなし輸出に関する誓約書（技術習得）

外国為替及び外国貿易法の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

年 　 月　  日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

 人事部長　岩本　裕之　殿

（学校名）

（氏 名）

私は、貴機構が、経済産業省貿易経済協力局の役務通達における特定類型※1に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可※2が必要になる可能性があることを理解し、貴機構の法令遵守のため、特定類型に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

※1　「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の1(3)サ①又は②

※2　外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づく

記

 私は、

□ 外国政府等または外国法人・大学等と雇用・委任・請負等の契約を締結しています。（特定類型①）

□ 外国政府等から年間所得の25％以上の経済的利益を得ているか、得ることを約しています。（特定類型②）

□ 上記のいずれにも該当しません。

※「特定類型」への該非判定について、別添参照

以上

（別添）　特定類型①及び②の該非判定チャート

